行政書士しが

発行所　滋賀県行政書士会
発行人　井上超由／編集人　奥野慎太郎
所在地　滋賀県行政書士会館
〒520－0056
大津市末広町２－１（ＪＲ大津駅前徒歩１分）
TEL(077)525-0360・FAX(077) 528-5606
E-mail：shigakai@gyosei-shiga.or.jp
URL：http://www.gyosei-shiga.or.jp/

行政書士制度 広報月間スタート

行政書士制度広報月間の実施に向けて、県総務部長から各関係機関の長に対し、下記のとおり依頼文書が発信されましたので、原文のまま転載いたします（別表は紙面の都合上省略しています）。

滋総第438号
平成29年(2017年)8月25日

本庁各部（局）課長
各地方機関の長
各行政委員会事務局長
警察本部長
各警察署長
様　㊞
総務部長
（公印省略）

「行政書士制度広報月間」の実施について

このたび滋賀県行政書士会では、行政書士法の適正な運用を図り、行政書士制度に関する県民の理解と信頼を得ることを目的に、10月1日から同月31日までの1月間を「行政書士制度広報月間」として、別表のとおり行政書士電話無料相談、女性のための女性による相談会、許認可手続無料相談所の開設等の活動を展開されます。

御承知のように、行政書士法においては、行政書士でない者は、他の法律に別段の定めがある場合を除いて、他人の依頼を受け報酬を得て、官公署に提出する書類その他権利義務または事実証明に関する書類を作成することを業とすることはできないとされています。

貴職におかれましても、この期間中滋賀県行政書士会が行う種々の活動を機に、書類の受理に携わる職員をはじめ各関係者に対し、行政書士法の趣旨が徹底されるよう、周知いただきますようお願いします。

また、行政書士が作成した書類には、記名して職印を押すことが行政書士法施行規則により義務付けられており、職印を押す位置等については次に示す様式が滋賀県行政書士会から指示されていますので、これらの確認を通じて、適正な運用が行われますよう、御留意願います。

なお、平成元年9月25日付け滋総第877号で非行政書士排除に関するプレートの設置を依頼しました機関につきましては、引き続き当該プレートの設置について御協力いただきますよう、併せてお願いします。

ゴム印様式

行政書士 滋賀県行政書士会会員	

※　行政書士法施行規則第9条第2項
行政書士は、作成した書類に記名して職印を押さなければならない。

今年度の広報月間ポスター

今年度のモデルは、タレントの真野恵里菜さんです。

平成29年度 行政書士制度広報月間について

広報部長　奥野　慎太郎

平成29年10月は、毎年恒例の「行政書士制度広報月間」です。各支部などのご協力を頂き、今年も9月より準備を進めてまいりました。

例年、総会で広報部活動事業のご承認を頂き、総務省と滋賀県の協賛のもとで活動を進めております。本年度のPR用ポスターは、既に皆さまのところへ郵送していますので、昨年度のポスターとお差し替えください。ポスター掲示の際は、公道に面しているところなど、人目に付く場所にお願いします。なお、このポスターは毎年変わりますが、それぞれに肖像権による使用期限があり、昨年度のポスターは期限が過ぎていますので使用しないようにお願いします。また、会員個人のホームページやブログなどに、ポスターの画像を使わないようにご注意ください。

「行政書士制度広報月間」に関わる具体的な活動内容は、右に記します。例年通り、各支部、各行政機関および報道機関にご協力のお願いを前もって行いました。その結果、9月19日の時点で、自治体による広報と、新聞の記事掲載が決定されているとの報告を受けています。

また、非行政書士の排除に関わる活動も同時に実施しています。各行政機関に窓口表示板の設置を依頼しており、監察活動の一環として、その確認を支部ごとにしていただくことを各支部長に例年お願いしています。

会員の皆さまにおかれましては、「行政書士制度広報月間」を通じて、私たち行政書士と行政書士制度のさらなる浸透と発展につき、より一層のご理解とお力添えを、お願い申し上げます。

「行政書士制度広報月間」に関わる活動内容

○滋賀会の活動
- 各行政機関および報道機関へのPRポスター配布
- 無料相談所の開設
- メディアによる行政書士制度などのPR依頼
- 滋賀県公式HP上のバナー広告掲載（10月のみ）

○各支部の活動
- 各市町窓口での、PRポスター掲示および無料相談会告知文設置などの依頼
- 各市町窓口での、窓口表示板の設置および汚破損の有無の確認
- 各市町での許認可などの申請件数の調査
- 各自治体広報紙での記事掲載の有無の確認

○各部・各専門部会の活動
- 関連団体へのPRポスター掲示の依頼

○会員各位の活動
- 行政書士として作成した書類への記名と職印の押印
- 監察事案があった場合の、所定フォーマットでの事務局への連絡
- 適切な場所（事務所など）へのPRポスター掲示

作成した書類には、記名して職印を押すことが義務付けられています。